

# 退職後

# 団体総合生活保険

傷害補償  
あんしんメディカル(医療補償)  
がん補償(オプション)  
介護補償(オプション)

団体割引  
30%  
適用

「あんしんメディカル」は、大阪市職員互助会を団体とする団体総合生活保険(医療補償)のペットネームです。

《申込締切日》 2022年10月7日(金) 提出先:大阪市職員互助会

加入内容の変更は一斉募集時(年1回)のみしかできません!



## 団体総合生活保険の主な変更点

がん補償 引受対象者が拡大しました  
(健康状態告知書が簡素化)

P8



大阪市職員退職者の  
みなさまへ



傷害補償

あんしんメディカル  
(医療補償)1年更新

がん補償

介護補償

募集要領

補償の概要

取扱代理店 一般財団法人 大阪市職員互助会

# 30% OFF

※団体割引を適用しています。

退職後もずっと「あんしん」しっかり「あんしん」



## 傷害補償

(正式名称: 団体総合生活保険)

地震によるケガも補償します

### ご加入プラン ● 損害率等により、割増率が毎年見直されます。

#### 傷害補償(天災危険補償特約付)

ご家族のみでのご加入はできません。家族加入をご希望の場合は、会員本人の加入が条件となります。

1口あたりの補償額	入院保険金日額 (入院1日あたり)	※事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、1事故について180日を限度とします。 【手術保険金について】 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。	2,000円
	通院保険金日額 (通院1日あたり)	※事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、1事故について90日を限度とします。	1,000円
	死亡・後遺障害保険金額		247万円 後遺障害保険金 程度に応じて9.6万~240万円
年額保険料(1口あたり)			6,460円
<b>重要</b>	加入口数限度(下記重要なお知らせを参照)		6口まで

このようときお支払いします [対象となるケガ(国内でも海外でも補償)]

※「保険金をお支払いする主な場合」「保険金をお支払いしない主な場合」についてはP18「補償の概要等」をご覧ください。

保険の対象となる方が急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガ\*に対してお支払します。(地震・噴火またはこれらによる津波によるケガも含まれます。)

自転車に乗っていて転んだときのケガ	交通事故によるケガ	スポーツ中のケガ	工作中的ケガ	日常生活でのケガ	POINT! 地震に伴う津波によるケガ	POINT! 地震によるケガ

(注) 手術保険金はケガで事故の日から180日以内に手術したときに支払われます(ただし、1回限り)。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。保険金は生命保険、健康保険の給付、加害者からの損害賠償金の受領などに関係なく支払われます。  
(注) ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、腱鞘炎、テニス肩のような急性性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

#### 重要なお知らせです

⚠ 「たいせつなこと」伝えます!

本制度は会員の相互扶助により成り立っております。保険金支払件数や支払実績により、引受制限や、加入手続きを見合わせていただくことがあります。



### オプション【追加補償】

#### 特定感染症危険補償特約 (注) ● 傷害補償(天災危険補償特約付)に加入していることが加入条件となります。加入の際は、傷害補償と同一口数にご加入いただけます。

1口あたりの補償額	入院保険金日額 (入院1日あたり)	※事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、1事故について180日を限度とします。	傷害補償と同一 (死亡保険金は無し) (待期間: 保険の初日からその日を含めて10日)
	通院保険金日額 (通院1日あたり)	※事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、1事故について90日を限度とします。	
	後遺障害保険金額		
年額保険料(1口あたり)			470円 × 傷害補償加入口数

このようときお支払いします(対象となる内容) ※「保険金をお支払いする主な場合」「保険金をお支払いしない主な場合」についてP19「補償の概要等」をご覧ください。

新型コロナウイルス\*1を含む特定感染症\*2を発病した場合に、後遺障害・入院・通院の各保険金をお支払いします。  
\*1 2022年7月現在、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)は感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項第3号に規定されていますので、補償対象となります。 \*2 特定感染症の詳細についてはP19「補償の概要等」をご覧ください。

### オプション【追加補償】

#### 個人賠償責任補償特約

(注) ● 傷害補償(天災危険補償特約付)に加入していることが加入条件となります。個人賠償責任補償特約のみのご加入はできません。● 会員ご本人のみご加入できます。保険の対象となる方はP13をご確認ください。

補償額(てん補限度額)	国内 無制限 国外 1億円 (免責金額(自己負担額)0円)
年額保険料(1家族あたり)	1,750円

加害事故 このようときお支払いします(対象となる内容) ※「保険金をお支払いする主な場合」「保険金をお支払いしない主な場合」についてはP19「補償の概要等」をご覧ください。

保険の対象となる方が日本国内外を問わず日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品: 携帯電話、ノート型パソコン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は受託品に含みません。)を国内外で壊したり盗まれたりしたとき等、法律上の損害賠償責任を補償します。

あやまって通行人にケガをさせてしまった	飼い犬があやまって他人にかみついた	買い物中にお店の商品を壊してしまった	住居からあやまって物を落として通行人にケガをさせてしまった	マンションを水浸しにして下の階に水漏れが発生した	他人から借りた旅行カバンを盗まれた

(注1) 職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(工作上的損害賠償責任)、車両、船舶等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任については、保険金お支払い対象となりませんのでご注意ください。  
(注2) 保険の対象となる方またはそのご家族が既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償範囲が重複することがあります。ニーズに合わせてご契約内容の見直しをご検討ください。なお、補償範囲の重複を避けるためにご契約内容を見直す場合、将来、補償を残したご契約を解約されること等、その補償がなくなってしまうことにご注意ください。  
※個人賠償責任補償については、国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は東京海上日動が行います。

#### 好評 弁護士費用アシスト (人格権侵害等) (追加補償)

(注) ● 傷害補償(天災危険補償特約付)・個人賠償責任補償特約に加入していることが加入条件となります。● 保険期間中に、弁護士費用アシスト(人格権侵害等)がセットされたタイプに変更することはできません。

「弁護士アシスト」は弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)のペットネームです。

補償内容・補償額	法律相談費用・弁護士費用(着手金・報酬金等) 1回の事故について被保険者1名あたり300万円まで
年額保険料	1,730円

被害事故 このようときお支払いします(対象となる内容) ※「保険金をお支払いする主な場合」「保険金をお支払いしない主な場合」についてはP20「補償の概要等」をご覧ください。

国内において、急激かつ偶然な外来の事故により他人からケガを負われたり物を壊された場合、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢\*1・ストーカー行為・いじめ・嫌がらせ\*2等により精神的苦痛を被った場合\*3に、法律相談や相手との交渉等を弁護士に依頼することにより、弁護士費用または法律相談費用を負担したときに保険金をお支払いします。(注) 自動車事故に関する費用は対象になりません。  
\*1 痴漢冤罪を証明するための弁護士費用は対象外となります。\*2 職場でのいじめ・嫌がらせについては保険金をお支払いしません。  
\*3 警察へ提出した被害届や学校の相談窓口への届出等、その事実を客観的に証明できる場合に限りです。

歩行中に自転車がぶつかりました	観光中に歩行者にぶつけれられたカメラを壊されました	子どもがいじめにより不登校になった	ストーカー被害を受けている	SNSで誹謗中傷を受けている

#### いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤル

いじめや嫌がらせ、痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたとき等に、対応方法について提携の弁護士にお電話にてご相談いただけます。  
※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。  
※職務遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛は対象外です。  
※いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤルは問題解決のご支援を行うためのもので、すべての問題解決を保証するものではありません。

#### いじめ、嫌がらせ等に関する相談サービス

いじめや嫌がらせ等の被害に関する対応方法(加害者への損害賠償請求、弁護士からの文書送付等)について弁護士に電話で相談できます。  
※弁護士との関係でご回答までに数日かかる場合があります。  
【対象となる相談内容】  
以下のいずれかの行為による精神的苦痛に対する相談を対象とします。  
・いじめ・嫌がらせ・痴漢・ストーカー行為  
・自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害

受付時間  
午前10時~午後6時

0120-300-575

いずれも土日祝日  
年末年始を除く

0120-106-670

#### 痴漢被害・冤罪に関する相談サービス

痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたときに、駅のホームや駅員室等から、その場での対応方法について弁護士に電話で相談できます。なお、弁護士との接見および事故現場への駆けつけを行うものではありません。  
※いざという場合にすぐに弁護士にご相談いただけるよう、携帯電話等にフリーダイヤルの番号をご登録いただくことをおすすめします。

傷害補償

あんしんダイヤル  
(医療補償1年更新)

がん補償

介護補償

募集要項

補償の概要

# 30% OFF **あんしんメディカル**

退職後もずっと「あんしん」しっかり「あんしん」の医療補償

(正式名称: 団体総合生活保険) **1年更新型**

※団体割引を適用しています。

ご加入に際して

新規ご加入または更新時の補償拡大を行う方は、加入依頼書の「健康状態告知のご回答欄」にお答えのうえ、ご署名が必要となります。

**成人病による入院が充実の医療補償**

## しっかり医療プラン

「入院保険金日額」は4タイプから選べます。

さまざまな補償を備えた医療補償

## あんしん医療プラン

「入院保険金日額」は4タイプから選べます。

入院・手術・放射線治療に備える  
シンプルな医療補償

## お手軽医療プラン

「入院保険金日額」は4タイプから選べます。

**注目**

ご家族のみでもご加入が可能です。  
※退職者本人が傷害補償に加入していることが家族のみ加入の条件となります。

補償内容

<p><b>1</b> <b>病気やケガで入院したとき</b></p> <p>「疾病入院保険金(基本特約)」「傷害入院保険金(基本特約)」</p> <p>保険期間中に病気やケガで入院した場合に、「入院保険金日額×入院日数」の保険金をお支払いいたします。</p> <p>※入院1日目からお支払い対象となります。</p>	<p>10,000円・7,000円 5,000円・3,000円 の4タイプ</p> <p>1入院(注1)につき <b>120日</b> が支払限度日数 となります。</p>	<p>10,000円・7,000円 5,000円・3,000円 の4タイプ</p> <p>1入院(注1)につき <b>120日</b> が支払限度日数 となります。</p>	<p>10,000円・7,000円 5,000円・3,000円 の4タイプ</p> <p>1入院(注1)につき <b>120日</b> が支払限度日数 となります。</p>
<p><b>2</b> <b>病気やケガで手術したとき</b></p> <p>「疾病手術保険金(基本特約)」「傷害手術保険金(基本特約)」「重大手術の支払倍率変更に関する特約」</p> <p>保険期間中に病気やケガの治療を目的として手術を受けた場合に保険金をお支払いいたします。(注2)</p> <p>※日帰り手術もお支払い対象となります。</p>	<p>重大手術 (傷害・疾病)入院保険金日額の<b>40倍</b> (重大手術の詳細は、後記「補償の概要等」参照)</p> <p>----- 上記以外 -----</p> <p>入院中 (傷害・疾病)入院保険金日額の<b>10倍</b></p> <p>入院中以外 (傷害・疾病)入院保険金日額の<b>5倍</b></p>	<p>重大手術 (傷害・疾病)入院保険金日額の<b>40倍</b> (重大手術の詳細は、後記「補償の概要等」参照)</p> <p>----- 上記以外 -----</p> <p>入院中 (傷害・疾病)入院保険金日額の<b>10倍</b></p> <p>入院中以外 (傷害・疾病)入院保険金日額の<b>5倍</b></p>	<p>重大手術 (傷害・疾病)入院保険金日額の<b>40倍</b> (重大手術の詳細は、後記「補償の概要等」参照)</p> <p>----- 上記以外 -----</p> <p>入院中 (傷害・疾病)入院保険金日額の<b>10倍</b></p> <p>入院中以外 (傷害・疾病)入院保険金日額の<b>5倍</b></p>
<p><b>3</b> <b>病気やケガで放射線治療を受けたとき</b></p> <p>「放射線治療保険金(基本特約)」</p> <p>病気やケガで放射線治療を受けたときに、疾病入院保険金日額の10倍の保険金をお支払いします。※血液照射を除きます。複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。</p>	<p>疾病入院保険金日額の <b>10倍</b></p>	<p>疾病入院保険金日額の <b>10倍</b></p>	<p>疾病入院保険金日額の <b>10倍</b></p>
<p><b>4</b> <b>先進医療を受けたとき A</b></p> <p>「総合先進医療特約(基本保険金)」</p> <p>病気やケガにより、先進医療を受けたときに保険の対象となる方が負担した実費をお支払いいたします。ただし、1,000万円が限度となります。</p> <p>※対象となる先進医療については、後記「補償の概要等」をご確認ください。</p> <p><b>先進医療を受けたとき B</b></p> <p>「総合先進医療特約(一時金)」</p> <p>上記保険金(A)が支払われる先進医療を受けたときに、10万円(定額)をお支払いします。ただし、保険期間を通じて1回に限りです。</p>	<p><b>1,000万円 (限度額)</b></p> <p><b>10万円</b></p>	<p><b>1,000万円 (限度額)</b></p> <p><b>10万円</b></p>	<p><b>先進医療を受けたとき 直接払サービス</b></p> <p>粒子線治療について、一定の条件*を満たす場合に、粒子線治療にかかる技術料相当額の保険金を、第1回照射日以降に東京海上日動から治療を施した医療機関に直接お支払いできるサービスです。</p> <p>*詳細はP21「補償の概要」でご確認をお願いします。</p> <p><b>おすすめポイント!</b> 300万円を超えることもある粒子線治療ですが、お客様は高額な費用の立替を行うことなく安心して治療を受けることができます。</p>
<p><b>5</b> <b>ご親族が葬祭費用を負担したとき</b></p> <p>「葬祭費用補償特約」</p> <p>保険の対象となる方が病気やケガにより死亡し、親族が葬祭費用を負担した場合に、その費用を保険金額を限度にお支払いします。</p>	<p>補償限度額(保険金額) <b>100万円</b></p>	<p>補償限度額(保険金額) <b>100万円</b></p>	
<p><b>6</b> <b>所定の特定疾患*で入院したとき</b></p> <p>「特定疾患保険金特約」</p> <p>所定の特定疾患により交付された医療受給者証等の有効期間中に入院した場合に「疾病入院保険金日額×30倍」の保険金をお支払いいたします。</p> <p>*特定疾患については、後記「補償の概要 P22 等」をご確認ください。</p>	<p>疾病入院保険金日額の <b>30倍</b></p> <p>※1入院(注1)につき1回かぎりのお支払いとなります。</p>	<p>疾病入院保険金日額の <b>30倍</b></p> <p>※1入院(注1)につき1回かぎりのお支払いとなります。</p>	
<p><b>7</b> <b>成人病で入院したとき</b></p> <p>「成人病入院保険金(成人病追加支払特約)」「成人病手術保険金等不担保特約」</p> <p>成人病(悪性新生物・糖尿病・心疾患・高血圧性疾患・脳血管疾患)を被り、入院した場合に「疾病入院保険金日額×成人病入院日数」の保険金をお支払いいたします。</p>	<p>疾病入院保険金日額と 同額の補償となります。</p> <p>※疾病入院保険金とは別に支払われます。</p> <p>1入院(注1)につき <b>120日</b> が支払限度日数 となります。</p>		

※「保険金をお支払いする主な場合」「保険金をお支払いしない主な場合」については、P21・P22「補償の概要等」をご確認ください。

※保険の対象となる方お一人につき、加入できるのは、**しっかり医療プラン・あんしん医療プラン・お手軽医療プランから1プラン**となります。複数のプランには同時加入できませんので、あらかじめご了承ください。

(注1)「1入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。

□入院を開始してから退院するまでの継続した入院。

□退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった身体障害(医学上重要な関係がある身体障害を含みます。)によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院。

(注2)傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして\*1 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。

\*1「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

**プラス**

さらに! ご希望にあわせて「あんしんオプション」をプラスすることができます!

※あんしんオプション単独での加入はできません。

<p><b>三大疾病になったとき</b></p> <p>「三大疾病・重度傷害一時金特約」 「三大疾病のみ補償特約(三大疾病・重度傷害一時金用)」</p>	<p>悪性新生物と診断された場合や、急性心筋梗塞・脳卒中中で入院した場合に「入院保険金日額×100倍」の保険金をお支払いいたします。</p> <p>※複数の事由が重複しても、いずれか1つの保険金しか支払われません。</p>	<p>疾病入院保険金日額の <b>100倍</b></p>
<p><b>退院後通院したとき</b></p> <p>「退院後通院保険金特約」</p>	<p>病気やケガにより入院し、退院後にその病気やケガの医師等による治療のため通院(往診含)した場合に「通院保険金日額(入院保険金日額の60%)×実通院日数」の保険金をお支払いいたします。</p>	<p>(疾病・傷害)入院保険金日額の<b>60%</b> 退院日の翌日からその日を含めて180日以内の期間に行われた通院を1入院(注1)につき<b>90日限度</b>で補償します。</p>
<p><b>長くあんしん! 1入院(注1)の支払限度日数が360日!</b></p> <p>「傷害入院保険金・疾病入院保険金・成人病入院保険金1入院(注1)支払限度日数を360日へ変更」</p>	<p>基本プラン(しっかり・あんしん・お手軽の各プラン)の、(疾病・傷害)入院保険金支払限度日数が120日から360日へ変更となります。また、しっかり医療プランにご加入の場合、成人病入院保険金の支払限度日数も120日から360日へ変更となります。</p>	<p>1入院(注1)につき支払限度日数を <b>360日へ変更</b></p>

※「あんしんオプション」は上記「三大疾病・重度傷害一時金特約(三大疾病のみ補償特約(三大疾病・重度傷害一時金用))」「退院後通院保険金特約」の付帯ならびに、傷害入院保険金、疾病入院保険金、成人病入院保険金1入院(注1)の支払限度日数を360日とすることがセットになったものです。互助会の医療保険制度上、それぞれ個別にはご加入することはできません。  
※「保険金をお支払いする主な場合」「保険金をお支払いしない主な場合」については、P21・P22「補償の概要等」をご確認ください。



# あんしんメディカル

1年更新型

(正式名称: 団体総合生活保険)

退職後もずっと「あんしん」しっかり「あんしん」の医療補償

## 〔医療補償〕年額保険料表

おすすめ!

成人病による入院が充実の医療補償

### しっかり医療プラン

さまざまな補償を備えた医療補償

### あんしん医療プラン

入院・手術・放射線治療に備える  
シンプルな医療補償

### お手軽医療プラン

(ご注意)

- 将来の保険料を約束するものではありません。
- 2023年1月1日時点での満年齢でご検討ください。

\*保険期間1年、団体割引30%適用、  
免責期間0日、本人型(男女共通)〔単位:円〕

ご加入 年 齢	入院保険金日額			
	10,000円	7,000円	5,000円	3,000円
0~4歳	14,490	10,520	7,870	5,220
	18,490	13,330	9,870	6,410
5~9歳	11,690	8,470	6,320	4,160
	15,690	11,280	8,320	5,350
10~14歳	11,080	8,050	6,020	3,990
	15,080	10,860	8,020	5,180
15~19歳	12,500	9,170	6,950	4,720
	16,840	12,220	9,120	6,010
20~24歳	15,480	11,270	8,470	5,650
	20,340	14,680	10,890	7,090
25~29歳	16,380	11,900	8,890	5,880
	21,400	15,410	11,400	7,380
30~34歳	17,440	12,660	9,470	6,280
	22,840	16,450	12,170	7,880
35~39歳	19,400	14,150	10,630	7,110
	26,130	18,860	13,990	9,120
40~44歳	22,300	16,360	12,380	8,400
	32,370	23,400	17,400	11,420
45~49歳	29,470	21,640	16,420	11,200
	44,630	32,260	23,990	15,740
50~54歳	39,150	28,790	21,880	14,970
	62,060	44,820	33,320	21,840
55~59歳	55,680	41,090	31,350	21,600
	87,990	63,690	47,500	31,300
60~64歳	80,080	59,130	45,160	31,180
	126,810	91,840	68,520	45,190
65~69歳	111,610	82,820	63,620	44,410
	181,590	131,810	98,610	65,410
70~74歳	157,360	117,850	91,500	65,140
	256,900	187,530	141,260	95,000
75~79歳	214,220	163,040	128,910	94,770
	345,960	255,260	194,770	134,290
80~84歳	293,650	228,320	184,750	141,180
	465,300	348,480	270,570	192,670
85~89歳	377,640	303,170	253,500	203,830
	590,970	452,500	360,170	267,840
90歳	518,600	428,460	368,350	308,240
	765,830	601,520	491,960	382,400

ご加入 年 齢	入院保険金日額			
	10,000円	7,000円	5,000円	3,000円
0~4歳	14,190	10,310	7,720	5,130
	18,190	13,120	9,720	6,320
5~9歳	11,390	8,260	6,170	4,070
	15,390	11,070	8,170	5,260
10~14歳	10,780	7,840	5,870	3,900
	14,780	10,650	7,870	5,090
15~19歳	12,200	8,960	6,800	4,630
	16,540	12,010	8,970	5,920
20~24歳	15,290	11,140	8,370	5,590
	20,150	14,550	10,790	7,030
25~29歳	16,000	11,630	8,700	5,770
	21,020	15,140	11,210	7,270
30~34歳	16,640	12,100	9,070	6,040
	22,040	15,890	11,770	7,640
35~39歳	17,950	13,130	9,900	6,670
	24,680	17,840	13,260	8,680
40~44歳	20,120	14,830	11,290	7,750
	29,950	21,710	16,190	10,690
45~49歳	25,650	18,970	14,510	10,050
	40,590	29,430	21,970	14,530
50~54歳	32,650	24,240	18,630	13,020
	55,040	39,910	29,810	19,730
55~59歳	45,000	33,610	26,010	18,400
	76,300	55,510	41,650	27,790
60~64歳	63,450	47,490	36,840	26,190
	108,420	78,970	59,320	39,670
65~69歳	86,880	65,510	51,250	36,990
	153,560	112,190	84,590	57,000
70~74歳	122,250	93,270	73,940	54,610
	215,450	158,510	120,530	82,560
75~79歳	164,910	128,520	104,250	79,980
	286,370	213,550	164,970	116,410
80~84歳	226,210	181,110	151,030	120,950
	378,000	287,370	226,920	166,480
85~89歳	284,360	237,870	206,860	175,850
	462,000	362,220	295,680	229,150
90歳	392,560	340,230	305,330	270,430
	591,750	479,660	404,920	330,180

ご加入 年 齢	入院保険金日額			
	10,000円	7,000円	5,000円	3,000円
0~4歳	12,670	8,870	6,340	3,810
	16,670	11,680	8,340	5,000
5~9歳	10,180	7,130	5,100	3,060
	14,180	9,940	7,100	4,250
10~14歳	9,550	6,690	4,780	2,870
	13,550	9,500	6,780	4,060
15~19歳	10,540	7,380	5,280	3,170
	14,880	10,430	7,450	4,460
20~24歳	13,580	9,510	6,800	4,080
	18,440	12,920	9,220	5,520
25~29歳	14,330	10,040	7,170	4,300
	19,350	13,550	9,680	5,800
30~34歳	14,870	10,410	7,440	4,470
	20,270	14,200	10,140	6,070
35~39歳	15,830	11,090	7,920	4,750
	22,560	15,800	11,280	6,760
40~44歳	17,400	12,190	8,710	5,230
	27,230	19,070	13,610	8,170
45~49歳	22,010	15,410	11,010	6,610
	36,950	25,870	18,470	11,090
50~54歳	27,770	19,440	13,890	8,340
	50,160	35,110	25,070	15,050
55~59歳	37,720	26,410	18,870	11,320
	69,020	48,310	34,510	20,710
60~64歳	52,950	37,070	26,480	15,890
	97,920	68,550	48,960	29,370
65~69歳	70,990	49,700	35,500	21,300
	137,670	96,380	68,840	41,310
70~74歳	96,350	67,450	48,180	28,910
	189,550	132,690	94,770	56,860
75~79歳	121,050	84,740	60,530	36,320
	242,510	169,770	121,250	72,750
80~84歳	150,100	105,080	75,060	45,040
	301,890	211,340	150,950	90,570
85~89歳	154,730	108,320	77,370	46,420
	332,370	232,670	166,190	99,720
90歳	174,200	121,950	87,110	52,270
	373,390	261,380	186,700	112,020

ご加入 年 齢	「各プラン」のみの年額保険料
	「各プラン+あんしんオプション」 の年額保険料

※被保険者(保険の対象となる方)は、大阪市職員退職者  
およびその配偶者(注1)・子・父母ならびに退職者と同居  
の親族(注2)に限ります。

(注1) 配偶者とは、法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出をしてい  
ないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および②戸籍  
上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質  
を備える状態にある方を含みます。  
ただし、①および②については、以下の要件をすべて満たす  
ことが書面等により確認できる場合に限り(婚約とは異なり  
ます)。  
a. 婚姻意思を有すること(戸籍上の性別が同一の場合は、夫  
婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます)。  
b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。

(注2) 親族とは、退職者の6親等以内の血族または3親等以内の  
姻族をいいます。(配偶者を含みません)

※保険料は、被保険者の契約年齢(保険期間の開始時におけ  
る満年齢)によって異なります。

※保険期間は1年間のため、更新される際は、毎年1月1日  
時点の満年齢での保険料となります。よって前年と保険料が  
変更となる場合がありますのでご注意ください。

あんしんメディカル(医療補償)については、介護医療保  
険料控除(2023年1月1日始期契約)の対象となり、  
所得税の課税対象所得から所定の金額が控除されます。  
※葬祭費用補償特約保険料は控除の対象外です。  
従いまして、お支払保険料と控除対象保険料が異なる  
ことがあります。



傷害補償

あんしんメディカル  
医療補償1年更新

がん補償

介護補償

募集要項

補償の概要

# 30% OFF

もしものがんに備えて「がん補償」があると安心です



## がん補償

オプション

(正式名称: 団体総合生活保険)

※団体割引を適用しております。



**注目!**

健康状態告知書が簡素化し、引受対象者が拡大しました。

### ご加入に際して

**300万円まで加入できるのは安心よね**

- ◎最大3口(300万円)まで加入できます。
- ◎新規ご加入の方または口数を増額する方は、加入依頼書の「健康状態告知のご回答欄」にお答えのうえ、ご署名が必要となります。
- ◎被保険者が基本補償(傷害もしくは医療)に加入していることが加入条件となります。**本特約のみのご加入は出来ません。**

### 保険金のお支払い対象となる場合

#### がん診断保険金

がんと診断確定<sup>※1</sup>されたときに、**保険金(一時金:100万円、200万円、300万円)をお支払いします。**

※1 がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。

#### がんのリスクに備えて

- がん診断保険金でがんにかかる費用に備えます。
- がん診断保険金は、初めてがんと診断されたときはもちろん、継続契約である場合において初年度契約の保険期間の初日以降に診断されたがんが一旦治癒した後の再発・転移や、新たながんが生じたときでも、それまでのお支払回数にかかわらずお支払いします。

※支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、がん診断保険金をお支払いできません。

※保険金をお支払いする主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

まとまった資金と再発への準備ができるので安心!



POINT!

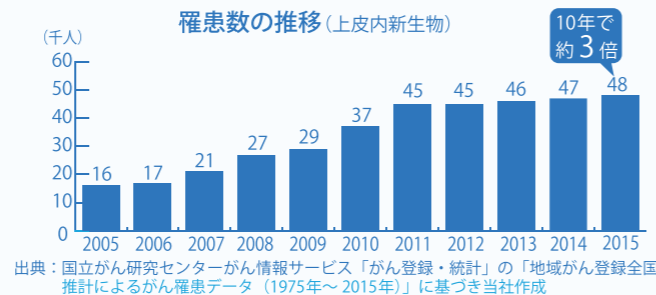
#### 初期のがんでも補償します

「上皮内新生物」も補償対象になります。また、「白血病」もがんに含まれますので補償対象になります。

#### ◎上皮内新生物について

上皮内新生物の罹患数(注)は、近年、増加傾向にあります。(注) 20~64歳の方を対象とした場合

上皮内新生物とは、ごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病変が上皮内に局限しているもの、または、乳房・膀胱・腎盂・尿管などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がんを含みます。



もしものがんのリスクに備えて「がん補償」があると安心です。

一生のうち、おおよそ2人に1人ががんと診断されると言われています。

**だから** まとまった資金と再発への準備ができると安心です。

**加えて** あんしんメディカル(医療補償)1年更新型にご加入頂くことで、入院から退院まできめ細かく補償します。

■がん罹患(その病気と診断される)する確率

部位	生涯がん罹患リスク(%)	
	男性	女性
全がん	65.50%	50.20%
胃	10.70%	4.90%
大腸	9.90%	8.10%

【出典】国立がん研究センターがん情報サービス「がん登録・統計」「最新がん統計 がん罹患する確率累積罹患リスク(2017年データに基づく)」

がんは気になる病気よね?



※本補償以外(あんしんオプションや他の保険)にご加入の場合であっても、一時金が100%(金額が削減されずに)支払われます。

#### さらに 心配なのは、医療費と入院日数

医療費・自己負担額の例(胃がんで15日間入院したケース)

医療費の自己負担額	177,976円
差額ベッド代他	133,000円
<b>合計</b>	<b>約31.1万円</b>

※70歳未満、月収27万円以上51.5万円未満の例  
 ※医療費の自己負担額は高額療養費制度を利用した場合(実際の自己負担額は個別のケースにより異なります。)  
 【出典】(公財)生命保険文化センター「医療保障ガイド」(2020年9月改定版)をもとに東京海上日動にて作成

主ながんの平均入院日数

胃の悪性新生物	19.2日
結腸及び直腸の悪性新生物	15.7日
気管、気管支及び肺の悪性新生物	16.3日

【出典】厚生労働省「2017年 患者調査」

#### 《保険金額・保険料》

がん診断保険金額(1口あたり) **100万円**

※ご加入口数は**3口(300万円)まで可能**です。

【保険期間: 1年間】

年齢	年額保険料(1口あたり)	年齢	年額保険料(1口あたり)
0~4歳	1,010円	50~54歳	11,210円
5~9歳	1,170円	55~59歳	17,550円
10~14歳	1,780円	60~64歳	25,530円
15~19歳	1,310円	65~69歳	34,020円
20~24歳	660円	70~74歳	42,280円
25~29歳	1,400円	75~79歳	51,020円
30~34歳	2,350円	80~84歳	59,930円
35~39歳	3,360円	85~89歳	68,480円
40~44歳	4,940円	90歳	77,060円
45~49歳	6,910円		

※保険料は、保険の対象となる方で本人の年齢(2023年1月1日時点の満年齢をいいます。)によって異なります。保険金をお支払いする主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

がん保険金受取人をご自身(被保険者本人)以外の方に指定する場合は、本パンフレット裏面に記載の取扱代理店「一般財団法人大阪市職員互助会」までご連絡ください

がん補償については、介護医療保険料控除(2023年1月1日始期契約)の対象となり、所得税の課税対象所得から所定の金額が控除されます。

傷害補償

あんしんメディカル  
医療補償1年更新

がん補償

介護補償

募集要項

補償の概要

# 30% OFF



# 介護補償

オプション

(正式名称: 団体総合生活保険)

※団体割引を適用しております。

## ご加入に際して

- ◎被保険者が基本補償(医療もしくは傷害)に加入していることが加入条件となります。  
本特約のみのご加入は出来ません。
- ◎新規ご加入の方は、加入依頼書の「健康状態告知のご回答欄」にお答えのうえ、ご署名が必要となります。介護のみに(追加)加入される場合、団体構成員のご家族(団体構成員の配偶者、子供、両親及び団体構成員と同居の親族)を保険の対象となる方(被保険者)とするときには、被保険者からのご依頼を受けた団体構成員が被保険者の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。なお、告知内容が正しくない場合には、ご契約が解除され、保険金をお受取りいただけないことがあります。健康状態告知を行った方がご署名ください。詳細はP30記入例をご参照ください。

もしもの介護に備えて「介護補償」があると安心です。



公的介護保険はあるけれど…?

## 介護にかかるお金は…?

$$\begin{matrix} \text{一時費用の合計} \\ \text{平均74万円*} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{月々の費用: 平均 8.3万円} \\ \times \\ \text{介護期間: 平均61.1か月} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{費用総額} \\ \text{平均約581万円} \end{matrix}$$

\* 公的介護保険サービスの自己負担費用を含む 【出典】(公財)生命保険文化センター「令和元年度 生命保険に関する全国実態調査」

### 要介護状態初期に必要な主な費用の目安

車いす	階段昇降機	特殊寝台(介護ベッド)	有料老人ホーム	ポータブルトイレ	移動用リフト
<ul style="list-style-type: none"> <li>■自走式 …… 4~15万円</li> <li>■電動式 …… 30~50万円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■いす式直線階段用 …… 50万円~</li> <li>※工事費別途</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■15~50万円</li> <li>※機能により金額は異なる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■入居一金方式(全部) …… 2,500万円(平均額)</li> <li>■入居一金方式(一部) …… 500万円(平均額)</li> <li>■月額管理料 …… 10~30万円/月(介護付き終身利用型の場合)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■水洗式 …… 1~4万円</li> <li>■シャワー式 …… 10~25万円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■据置式 …… 20~50万円</li> <li>■レール走行式 …… 50万円~</li> <li>※工事費別途</li> </ul>

だから 介護にはまとまった資金準備があると安心です。

### 公的介護保険制度とは

〔公的介護保険制度の概要〕 公的介護保険制度とは、介護保険法に基づく社会保険制度をいい、40歳以上の国民は全員加入し介護保険料を支払う義務があります。これにより、40歳以上の方が介護が必要になった時に所定の介護サービスを受けることができます。

〔公的介護保険制度の被保険者(加入者)と受給条件〕

公的介護保険制度における受給要件は、下表のとおり、年齢によって異なります。

年齢	39歳以下	40歳以上64歳以下*1	65歳以上
被保険者	被保険者ではない	第2号被保険者	第1号被保険者
受給要件	対象外	要介護、要支援状態が、末期がん・関節リウマチ等の加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)による場合に限定	原因を問わず以下の状態となったとき ●要介護状態(寝たきり、認知症等で介護が必要な状態) ●要支援状態(日常生活に支援が必要な状態)

\*1 公的医療保険(国民健康保険・被用者保険)の加入者である必要があります。

介護補償については、介護医療保険料控除(2023年1月1日始期契約)の対象となり、所得税の課税対象所得から所定の金額が控除されます。

## もしもの介護に備えて「介護補償」があると安心です

### 保険金のお支払い対象となる場合

保険の対象となる方(被保険者)が所定の要介護状態※1となった場合に  
**保険金(一時金:300万円)をお支払いします。**

- ※1 公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた場合または東京海上日動所定の要介護状態(要介護2)※2と診断され、その状態が90日を超えて継続した場合に、保険金(一時金)をお支払いします。
- ※2 東京海上日動所定の要介護状態(要介護2用)については、後記「補償の概要等」をご確認ください。



■公的介護保険制度において自己負担となる自宅改修や介護用品購入等の介護に要する費用に備えることができます。

■公的介護保険制度で介護認定がされない方も、東京海上日動所定の要介護状態であれば、補償されます。

		年齢		
		5歳~39歳	40歳~64歳	65歳~84歳
原因	特定疾病	本保険の補償範囲		
	上記以外	公的介護保険の保障範囲外		

### 《保険金額・保険料》

【保険期間: 1年間】※ご加入口数は1口のみです。

介護補償保険金額

**300万円**

年齢	年額保険料	年齢	年額保険料
5~9歳	20円	45~49歳	840円
10~14歳	20円	50~54歳	1,710円
15~19歳	20円	55~59歳	3,500円
20~24歳	30円	60~64歳	7,310円
25~29歳	60円	65~69歳	15,290円
30~34歳	110円	70~74歳	31,980円
35~39歳	210円	75~79歳	70,010円
40~44歳	420円	80~84歳	161,240円

※保険料は、保険の対象となる方で本人の年齢(2023年1月1日時点の満年齢を言います。)によって異なります。保険料をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

### 〔公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分について〕

公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分は、下表のとおり、要支援および要介護に分けられており、さらに、要支援は2つに、要介護は5つに分けられています。

状態区分	状態像
非該当(自立)	歩行や起き上がり等の日常生活上の基本的動作を自分で行うことが可能であり、かつ薬の内服、電話の利用等の手段的日常生活動作を行う能力もある状態。
要支援	1 日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の悪化の防止により要介護状態となることの予防に資するよう、手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態。
	2 要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態の人で、部分的な介護が必要な状態にあるが、予防給付の利用により、現状維持及び状態改善が見込まれる状態。
要介護	1 要支援2の状態から手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態の人で、心身の状態が安定していない状態や認知機能の障害等により予防給付の利用について適切な理解が困難である状態。
	2 要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態。
	3 要介護2の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態。
	4 要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態。
	5 要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態。

傷害補償

あんしんダイヤル  
医療補償1年更新

がん補償

介護補償

募集要項

補償の概要

# 手続き方法

## 1. ご加入される方

別紙「団体総合生活保険 加入依頼書」に必要事項を記入後、大阪市職員互助会までご提出ください。  
※加入依頼書はお客様控えがございませんので、お手数ですが**コピーをお取りいただき**大切に保管してください。

### ●この保険は自動更新です。

加入内容等に変更・追加がない場合は自動更新となりますので手続きは不要です。  
(申し出のない限り、ご契約は自動的に更新されます。)



**加入内容の変更は一斉募集時(年1回)のみしかできません!**

### ●加入内容の変更・解約する場合

別紙「団体総合生活保険 加入依頼書」に必要事項を記入して大阪市職員互助会までご提出ください。  
※加入依頼書はお客様控えがございませんので、お手数ですが**コピーをお取りいただき**大切に保管してください。

### ●ご加入内容について

内容変更、記載漏れ、記載誤り、名前・住所などの変更がある場合は、  
別紙「団体総合生活保険 加入依頼書」に記入(訂正)してご提出ください。

※なお、あんしんメディカル・がん補償・介護補償にご加入の方は、年齢等により保険料が変更になったり、  
保険会社側からご加入をお断りすることがありますのでご了承ください。  
傷害補償・あんしんメディカル・がん補償の加入年齢は、2023年1月1日における満年齢が0～90歳まで  
の方となります。  
介護補償の加入年齢は2023年1月1日時点における満年齢が5歳～84歳までの方となります。

## 2. 「加入依頼書」の提出先

同封の返信用封筒にて、大阪市職員互助会まで送付してください。

一般財団法人 大阪市職員互助会 〒541-0052 大阪市中央区安土町3-1-3 ヴィアール大阪内

**申込み締切日 2022年10月7日(金)大阪市職員互助会必着**

## 3. お支払方法

現在、お届けいただいている金融機関の預貯金口座から年額保険料を自動引落しいたします。

### ●引落日:2023年1月27日(金)

\*お届けいただきました金融機関・預貯金口座に変更がある場合は、大阪市職員互助会までお申し  
出ください。

\*お引落とし金額は、年額保険料のほか、事務運営費として別途81円が加算されております。

\*お通帳には、「MBS. ダンタイホケン」と記載されますのでご確認ください。

# 制度の内容

## 1. 保険期間

2023年1月1日午後4時から2024年1月1日午後4時まで

## 2. 加入者票の発行

2022年12月中旬ごろに加入内容を記載した「加入者票」をご自宅に送付します。  
申込された加入内容通りになっていることを必ずご確認ください。

## 3. 加入資格(ご加入できる方・保険の対象となる方)

**※ご家族のみの加入はできません。ただし、退職者本人が傷害補償に加入している方は、あんしんメ  
ディカルの家族のみの加入が可能です。**

保険の種類	ご加入できる方 *1	保険の対象となる方
傷害補償 あんしんメディカル がん補償(オプション) 介護補償(オプション)	退職者 退職者の配偶者*2*3 退職者の子*3 退職者の父または母*3 退職者の同居の親族*5	加入された本人のみが保険の対象となります
個人賠償責任補償特約*6 (オプション) 弁護士費用等補償特約 (人格権侵害等) (オプション)	退職者	退職者 退職者の配偶者*2 退職者または退職者の配偶者の同居*7の親族*5 退職者または退職者の配偶者の別居の未婚の子*4 損害の原因となった事故発生時における続柄となります

- \*1 保険期間中に、本保険契約の加入対象でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
- \*2 配偶者とは、法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし、①および②については、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、(婚姻とは異なります。)  
a. 婚姻意思を有すること。(戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。)  
b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。
- \*3 扶養・同居に関係なく対象となります。
- \*4 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
- \*5 親族とは、6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。(会員の配偶者を含みません。)
- \*6 個人賠償責任において、ご本人\*8が未成年者または保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定監督義務者等も保険の対象となる方に含まれます(未成年者または責任無能力者に関する事故に限り。)
- \*7 同一家屋\*9に住居している状態をいい、生計の同一性や扶養関係の有無または住民票記載の有無は問いません。台所等の生活用設備を有さない「はなれ」、独立した建物である「勉強部屋」等に住居している場合も、同居しているものとして取り扱います。
- \*8 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。
- \*9 建物の主要構造部のうち、外壁、柱、小屋組、はり、屋根のいずれも独立して具備したものを1単位の同一家屋とします。ただし、マンション等の集合住宅や、建物内に複数の世帯が居住する住宅で、各戸室の区分が明確な場合は、それぞれの戸室を1単位の同一家屋とします。

傷害補償

あんしんメディカル  
医療補償1年更新

がん補償

介護補償

募集要項

補償の概要

# 一斉募集期間外の取扱い

10月1日～12月31日までは中途加入・脱退(解約)の受付はいたしませんのでご注意ください。

## 1. 中途加入する場合

### ●保険期間中に途中で加入する場合

大阪市職員互助会までご連絡ください。

「加入依頼書【新規加入用】」を送付しますので、必要事項をご記入のうえ大阪市職員互助会までご提出ください。

※加入依頼書はお客様控えがございませんので、お手数ですがコピーをお取りいただき大切に保管してください。

当月10日を締切日(互助会必着)とし翌月1日午前0時より補償が開始します。

(補償終了は2024年1月1日午後4時)

補償開始月の27日\*に指定口座から引落しいたします。

\*金融機関が休業日の場合、保険料は翌営業日に引き落とされます。

ご家族も加入または、追加加入が可能です。(退職者本人の加入が必要)

## 2. 脱退(解約)する場合(一部解約も可能です)

### ●保険期間中に途中で脱退(解約)する場合

大阪市職員互助会までご連絡ください。

解約に必要な書類を送付しますので必要事項をご記入のうえ、大阪市職員互助会までご提出ください。

当月10日を締切日(互助会必着)とし翌月1日午後4時で脱退となります。

注)保険期間中に脱退(解約)した場合、同一保険期間中に新規加入はできません。

## 3. 死亡解約の場合

死亡による解約は、年間を通して受付けています。

大阪市職員互助会までご連絡ください。

解約に必要な書類を送付しますので必要事項をご記入のうえ、大阪市職員互助会までご提出ください。

(死亡された日時が分かる書類※のご提出が必要です)

※死亡診断書コピー、除籍謄本コピー、会葬礼状コピー 等

# 税法上の取扱い

あんしんメディカル(医療補償)、がん補償、介護補償については、介護医療保険料控除(2023年1月1日始期)の対象となり、所得税の課税対象所得から所定の金額が控除されます。

なお、傷害補償(天災危険補償特約・特定感染症危険補償特約)、個人賠償責任補償特約、弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)各保険料については、税法上の控除はありません。

医療補償の葬祭費用補償特約保険料は控除の対象外です。従いまして、お支払保険料と控除対象保険料が異なることがあります。

# サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ!  
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承ください。

## メディカルアシスト 自動セット

お電話にて各種医療に関する相談に応じます。  
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



受付時間: 24時間 365日\*1

0120-708-110

\*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。

### 緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

### 医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

### 予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

### がん専用相談窓口

がんに関するさまざまなお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

### 転院・患者移送手配\*2

転院される時、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

\*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

## 介護アシスト 自動セット

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関する相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。



受付時間 電話介護相談: 9:00~17:00  
いずれも 各種サービス優待紹介: 9:00~17:00  
(土日祝日 年末年始を除く)

0120-428-834

### 電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続、認知症への対処法といった介護に関する相談に電話でお応えします。

認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム\*1」をご利用いただくことも可能です。

\*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

### インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

[ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp

### 各種サービス優待紹介\*2

「家事代行」「食事宅配」「リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。\*3

※お住いの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

\*2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください)に限りご利用いただけます。

\*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

## デイリーサポート 自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話での相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。



受付時間 法律相談 : 10:00 ~ 18:00  
いずれも 税務相談 : 14:00 ~ 16:00  
(土日祝日 年末年始を除く) 社会保険に関する相談 : 10:00 ~ 18:00

暮らしの情報提供 : 10:00 ~ 16:00

0120-285-110

### 法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

### 社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。  
※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

### 暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

## ご注意ください (各サービス共通)

- ・ご相談のご利用は、保険期間中に相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
- ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者\*1・ご親族\*2の方(以下サービス対象者といいます)のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。
- ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- ・メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
- \*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。
- \*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

傷害補償

あんしんメディカル  
医療補償1年更新

がん補償

介護補償

募集要項

補償の概要



# 告知の大切さについて、 ご説明させていただきます。

医療補償・がん補償・介護補償に新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合\*1には、保険の対象となる方(被保険者)について健康状態の告知が必要です。

\*1 更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されており、告知書ご記入日時時点で、告知書記載の質問すべてのご回答が「なし」となる場合を含みます(更新後契約については補償対象外となる病気・症状を補償対象にすることができます。告知書にご回答がない場合には、更新前契約と同条件での更新となります。)

告知書は保険の対象となる方(被保険者) **ご自身がありのままにご記入**ください。\*1  
告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、保険金をお受け取りいただけないことがあります。\*2

\*1 ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方で自身でご記入ください。  
介護補償にのみ(追加)加入される場合で、団体構成員のご家族(団体構成員の配偶者、子供、両親、団体構成員と同居の親族)を保険の対象となる方(被保険者)とするときには、被保険者からのご依頼を受けた団体構成員が被保険者の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。  
\*2 更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分については、保険金をお受け取りいただけないことがあります。

**過去に病気やケガをされたことがある場合**、お引受けできない場合があります。

お申込み後、保険金請求時等に **告知内容についてご確認させていただきます**場合があります。



告知いただく内容例は次のとおりです。

以下のケースもすべて告知が必要です。

- ① 入院または手術の有無(予定を含みます。)
  - ② 告知書記載の特定の疾病に関する、過去2年以内の医師の指示による検査・治療(投薬の指示を含みます。)の有無
  - ③ 過去2年以内の健康診断・人間ドックにおける所定の検査の異常指摘の有無 等
- ※告知いただく内容は、保険種類等によって異なりますのでご注意ください。

- 現在、医師に入院や手術をすすめられている。
- 過去2年以内に告知書記載の特定の疾病について医師の指示による投薬を受けていたが、現在は完治している。
- 過去2年以内の健康診断における告知書記載の検査で「要精密検査」と指摘をされたが、精密検査の結果、異常は見つからなかった。

詳しくは加入依頼書等の告知項目をご確認ください。

## ご注意ください

告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

新たな保険契約への切換の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書をご確認ください。

告知すべき内容を後日思い出された場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

医療補償・介護補償については、支払責任の開始する日より前に被っているケガまたは病気・症状を原因として、支払責任を開始する日以降に入院等をされた場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気・症状であったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払い対象とならないことがあります。ただし、支払責任の開始する日から1年を経過した後に開始した入院等については、保険金のお支払い対象となります。

※加入依頼書はお客様控えがございませんので、お手数ですが**コピーをお取りいただき**大切に保管してください。

この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。告知に関するお問い合わせは、本パンフレット裏面に記載の取扱代理店「一般財団法人大阪市職員互助会」までご連絡ください。



## 団体総合生活保険 商品改定のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。現在ご加入いただいております団体総合生活保険について、2022年10月1日以降始期契約より商品を改定させていただきます。つきましては、以下のとおり改定の内容につきご案内させていただきますので、本改定についてご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬 具

### 1 新たに提供するサービス

改定項目	概 要
【弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)の付帯サービス】 「いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤル」の新設	<p>「弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)」の付帯サービスとして、本特約の保険の対象となる方向けに「いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤル」を導入します。本サービスの内容は以下のとおりです。</p> <p>『いじめ・嫌がらせ等に関する相談サービス』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● いじめ・嫌がらせ等に関する対応方法(加害者への損害賠償請求、弁護士からの文書送付等)について弁護士に電話相談いただけるサービス</li> </ul> <p>『痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス』(※)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 痴漢に遭ったときや痴漢と間違われたときに、対応方法について弁護士に電話相談いただけるサービス</li> </ul> <p>※現在提供中の「痴漢被害・冤罪ヘルプコール」の名称を変更いたします。</p>

### 2 改定点

○印のある補償について、下記のとおり改定いたします。

変更する補償	
① 傷害補償	② がん補償

改定項目		概 要
①	○	がん補償における健康状態告知書の簡素化、ご加入いただける方の範囲拡大
○		みなし通院における「ギプス等」の規定改定

がん補償の健康状態告知書について、質問項目数の削減やがん罹患リスクと関連性の低い病気の方のご加入を可能とする等、告知内容を大幅に簡素化するとともにご加入いただける方の範囲を拡大します。

通院日数にかかわる「ギプス等」の規定について、自賠責保険の支払基準に内容および表現を合わせます。

このご案内は、2022年10月1日始期以降の団体総合生活保険の改定の概要を記載したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

■**団体総合生活保険 補償の概要等**

保険期間：1年

※ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表等をご確認ください。

【**傷害補償**】

■「**急激かつ偶然な外来の事故**」により、**保険の対象となる方がケガ\***をした場合に**保険金をお支払い**します。

\*ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払い対象となりませんのでご注意ください。

保険金のお支払い対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約	<b>死亡保険金</b> 事故の日からその日を含めて180日以内に <b>死亡された場合</b> ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	・保険の対象となる方の <b>故意</b> または <b>重大な過失</b> によって生じたケガ ・保険金の受取人の <b>故意</b> または <b>重大な過失</b> によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・ <b>無免許運転、酒気帯び運転</b> をしている場合に生じたケガ
	<b>後遺障害保険金</b> 事故の日からその日を含めて180日以内に身体に <b>後遺障害が生じた場合</b> ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ ・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ
	<b>入院保険金</b> 医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に <b>入院された場合</b> ▶入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日が限度とします。 ※入院保険金がお支払される期間中、さらに別のケガをさせても入院保険金は重複してはお支払いできません。	・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ
	<b>手術保険金</b> 治療を目的として、 <b>公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合</b> ▶入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限りま。*3 *1傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限りま。*)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象となっている療養は先進医療とはみなされま(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。)。 *31事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。	等
<b>通院保険金</b> 医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に <b>通院(往診を含みます。)</b> された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。 また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金がお支払される期間中、さらに別のケガをさせても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等によりギプス等を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。(対象となる部位、ギプス等につきましては下記約款(一部抜粋)をご確認ください。) <b>【約款一部抜粋】</b> 通院保険金において、通院日数には、被保険者が通院しない場合であっても、下表のいずれかに掲げる部位にギプス等(*19)を常時装着したときは、その装着日数を含みます。ただし、診断書に下表のいずれかに該当する部位にギプス等(*19)の装着した旨の医師の証明が記載されており、かつ、診断報酬明細書にギプス等(*19)の装着に関する記載がなされている場合に限りま。 ① 長管骨(*20)または脊柱 ② 長管骨(*20)に接続する上肢または下肢の三大関節部分(*21) ③ 肋骨または胸骨(*22) ④ 顎骨または顎関節(*23) (*19)ギプス等とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース(*25)、線副子等およびハローベストをいいます。 (*20)長管骨とは、上腕骨、橈(とう)骨、尺骨、大腿(たい)骨、脛(けい)骨および腓(ひ)骨をいいます。 (*21)三大関節部分とは、肩関節、肘関節、手関節、股関節、膝関節および足関節をいいます。 (*22)体幹部を固定した場合に限りま。 (*23)線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限りま。 (*24)歯科診療報酬点数表とは、手術を受けた時点において有効な厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。 (*25)下腿骨骨折後に装着したものににつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限りま。	等	

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
特定感染症危険補償特約	特定感染症の発病によって以下のような状態となった場合 ■発病の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ■医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に入院(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)の規定による就業制限を含みます。)された場合 ■医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合 ▶傷害補償基本特約のうちの後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金の各保険金をお支払いします(なお、お支払内容の詳細は、傷害補償基本特約の各保険金をご確認ください。)。  ※特定感染症とは・・・「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)」第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症、同条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症*1または同条第8項の規定に基づく指定感染症*2をいいます。  *1 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りま。) *2 政令により一類感染症、二類感染症または三類感染症と同程度の措置が講じられている場合に限りま。	・ <b>地震・噴火</b> またはこれらによる <b>津波</b> によって発病した特定感染症 ・保険の対象となる方の <b>故意</b> または <b>重大な過失</b> によって発病した特定感染症 ・保険金の受取人の <b>故意</b> または <b>重大な過失</b> によって発病した特定感染症(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した特定感染症 ・傷害補償基本特約の規定により保険金をお支払いするケガに起因する特定感染症 ・保険期間の初日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症(更新契約の場合を除きます。)  等

【**賠償責任に関する補償**】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約	国内外において <b>以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合</b> ■日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ■保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ■電車等*1を運行不能にさせた場合 ■国内で受託した財物(受託品)*2を壊したり盗まれた場合 ▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。  ※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。 ※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。	・ご契約者または保険の対象となる方等の <b>故意</b> によって生じた損害 ・ <b>地震・噴火</b> またはこれらによる <b>津波</b> によって生じた損害 ・職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任*1)によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両*3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ■保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ■受託品が通常有する性質や性能を欠いていること ■自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ■受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損 ■受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ■受託品の電氣的または機械的事故 ■受託品の置き忘れまたは紛失*4 ■詐欺または横領 ■風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入 ■受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊  等
	*1 自動車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。 *2 以下のものは受託品には含まれま。自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、ノート型パソコン、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物 *3 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*5中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。 *4 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。 *5 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。 *6 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。 *7 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。	

傷害補償

あんしんダイヤル  
医療補償1年更新

がん補償

介護補償

募集要項

補償の概要

【弁護士費用等に関する補償】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
弁護士費用等補償特約（人格権侵害等）	<p>国内における以下のような事由について、<b>保険金の受取人*1が弁護士等*2への委任を行ったことにより弁護士費用を負担した場合または弁護士等*3に法律相談したことにより法律相談費用を負担した場合</b></p> <p>■保険の対象となる方が、急激かつ偶然な外来の事故（自動車事故を除きます。）により、身体の障害*4または財物の損壊等*5を被った場合</p> <p>■保険の対象となる方が、不当行為による自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害を受けたことにより、精神的苦痛を被った場合*6</p> <p>■保険の対象となる方が、痺漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせを受けたことにより、精神的苦痛を被った場合*6</p> <p>▶1つの原因事故*7について300万円を限度に保険金をお支払いします*8。</p> <p>*弁護士等*3への委任や法律相談および弁護士等*3への費用の支払いに際して、事前に東京海上日動へのご連絡が必要です。</p> <p>*他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>*保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p>	<p>・ご契約者または保険の対象となる方等の<b>故意または重大な過失</b>によって生じた損害</p> <p>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害</p> <p>・差押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害</p> <p>・保険の対象となる方の自殺行為*1、犯罪行為または闘争行為によって生じた損害</p> <p>・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた身体の障害*2、財物の損壊等*3または精神的苦痛</p> <p>・液体、気体もしくは固体の排出、流出もしくはいつ出により生じた身体の障害*2、財物の損壊等*3または精神的苦痛</p> <p>・財物の瑕疵、自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ等による財物の損壊等*3</p> <p>・労働災害により生じた身体の障害*2または精神的苦痛</p> <p>・診療、治療、医薬品等の調剤、身体の整形、マッサージまたは柔道整復等を受けたことにより生じた身体の障害*2</p> <p>・石綿もしくは石綿を含む製品等が有する発ガン性等に起因する身体の障害*2、財物の損壊等*3または精神的苦痛</p> <p>・環境ホルモンの有害な特性に起因する身体の障害*2、財物の損壊等*3または精神的苦痛</p> <p>・電磁波障害に起因する身体の障害*2または精神的苦痛</p> <p>・騒音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由に起因する身体の障害*2、財物の損壊等*3または精神的苦痛</p> <p>・職務の遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛</p> <p>・保険の対象となる方または賠償義務者*4の自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因して発生した身体の障害*2または財物の損壊等*3</p> <p>・保険の対象となる方または保険の対象となる方の配偶者*5、父母もしくはお子様賠償義務者*4である場合</p> <p>・保険契約または共済契約に関する原因事故*6</p>
	<p>*1保険の対象となる方または保険の対象となる方の法定相続人、配偶者*9、父母もしくはお子様に該当する方をいいます。</p> <p>*2弁護士または司法書士をいいます。</p> <p>*3弁護士、司法書士または行政書士をいいます。</p> <p>*4病気またはケガをいいます。</p> <p>*5損壊または盗取をいいます。</p> <p>*6警察へ提出した被害届や学校の相談窓口への届出等、その事実を客観的に証明できる場合にかぎります。</p> <p>*7法律相談または弁護士委任に至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。</p> <p>*8弁護士等*2への報酬を負担した場合は、東京海上日動が別途定める上限額の範囲内で保険金をお支払いします。</p> <p>*9婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。婚約とは異なります。）。</p> <p>①婚姻意思*10を有すること</p> <p>②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること</p> <p>*10戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。</p>	<p>等</p> <p>*1 保険金のお支払い対象となる原因事故*6による精神的苦痛によって自殺した場合は、保険金をお支払いすることがあります。</p> <p>*2 病気またはケガをいいます。</p> <p>*3 損壊または盗取をいいます。</p> <p>*4 法律上の損害賠償請求を受ける方をいいます。</p> <p>*5 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。婚約とは異なります。）。</p> <p>①婚姻意思*7を有すること</p> <p>②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること</p> <p>*6 法律相談または弁護士委任に至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。</p> <p>*7 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。</p>

【医療補償】（1年更新型）

病気やケガにより、保険の対象となる方が入院・手術をされた場合等（介護療養型医療施設または介護医療院における入院・手術等を除きます。）に保険金をお支払いします。この補償については、「葬祭費用補償特約」をセットされる場合を除き、死亡に対する補償はありません。保険金のお支払い対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
医療補償基本特約	<p><b>疾病入院保険金</b></p> <p>病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が疾病入院免責日数*1を超えた場合</p> <p>▶疾病入院保険金日額に入院した日数（入院日数－疾病入院免責日数*1）を乗じた額をお支払いします。ただし、1回の入院について、疾病入院保険金支払限度日数*2を限度（疾病入院免責日数*1は含みません。）とします。</p> <p>※疾病入院保険金が支払われる入院中、さらに別の病気をされても疾病入院保険金は重複してはお支払いできません。</p> <p>*1 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。</p> <p>*2 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。</p>	<p>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガ*1</p> <p>・保険の対象となる方*2の<b>故意</b>または<b>重大な過失</b>によって生じた病気やケガ</p> <p>・保険金の受取人の<b>故意</b>または<b>重大な過失</b>によって生じた病気やケガ（その方が受け取るべき金額部分）</p> <p>・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガ</p> <p>・<b>無免許運転、酒気帯び運転</b>をしている場合に生じた病気やケガ</p> <p>・精神障害を原因とする事故によって被ったケガ</p> <p>・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガ</p> <p>・アルコール依存および薬物依存 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの</p> <p>・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といえます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ*3*4</p>
	<p><b>疾病手術保険金</b></p> <p>病気の治療のため、保険期間中に<b>公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1を受けられた場合</b></p> <p>▶以下の金額をお支払いします。</p> <p>①重大手術（詳細は欄外ご参照）：疾病入院保険金日額の40倍</p> <p>②①以外の入院中の手術：疾病入院保険金日額の10倍</p> <p>③①および②以外の手術：疾病入院保険金日額の5倍</p> <p>*1 傷の処置、切開術（皮膚、鼓膜）、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*2 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。</p> <p>*2「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。</p>	<p>*1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。</p> <p>*2 「葬祭費用補償特約」についてはご契約者の故意または重大な過失によって生じた病気やケガもお支払いの対象となりません。</p> <p>*3 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガについても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に保険金支払事由に該当したときは、保険金のお支払いの対象となります。</p> <p>*4 病気やケガを正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払いの対象とならないことがあります。</p>
	<p><b>放射線治療保険金</b></p> <p>病気やケガの治療のため保険期間中に<b>公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療*1を受けられた場合</b></p> <p>▶疾病入院保険金日額の10倍の額をお支払いします。</p> <p>*1 血液照射を除きます。お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。</p>	
	<p><b>傷害入院保険金</b></p> <p>ケガによって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が傷害入院免責日数*1を超えた場合</p> <p>▶傷害入院保険金日額に入院した日数（入院日数－傷害入院免責日数*1）を乗じた額をお支払いします。ただし、1回の入院について、傷害入院保険金支払限度日数*2を限度（傷害入院免責日数*1は含みません。）とします。</p> <p>※傷害入院保険金が支払われる入院中、さらに別のケガをされても傷害入院保険金は重複してはお支払いできません。</p> <p>*1 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。</p> <p>*2 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。</p>	
	<p><b>傷害手術保険金</b></p> <p>ケガの治療のため、保険期間中に<b>公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1を受けられた場合</b></p> <p>▶以下の金額をお支払いします。</p> <p>①重大手術（詳細は欄外ご参照）：傷害入院保険金日額の40倍</p> <p>②①以外の入院中の手術：傷害入院保険金日額の10倍</p> <p>③①および②以外の手術：傷害入院保険金日額の5倍</p> <p>*1 傷の処置、切開術（皮膚、鼓膜）、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*2 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。</p> <p>*2「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。</p>	
<p><b>退院後通院保険金特約</b></p> <p>保険期間中に疾病入院保険金または傷害入院保険金が支払われる入院をし、退院した後、その病気やケガによって医師等の治療を必要とし、かつ、以下のような通院をされた場合</p> <p>■入院の原因となった病気やケガの治療のための通院（往診を含みます。）であること</p> <p>■退院日の翌日からその日を含めて180日以内に行われた通院であること</p> <p>▶退院後通院保険金日額に通院日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。</p> <p>ただし、1回の入院後の通院について、90日を限度とします。</p> <p>※疾病入院保険金または傷害入院保険金と重複してはお支払いできません。また、2つ以上の病気やケガのために1回の通院をした場合は、1回の通院とみなし、保険金は重複してはお支払いできません。</p>		
総合先進医療特約	<p><b>総合先進医療基本保険金</b></p> <p>病気やケガによって保険期間中に<b>先進医療*1を受けられた場合</b>（保険の対象となる方が一連の先進医療を受けた場合は、最初に受けた日に保険金支払事由に該当したものとみなします。）</p> <p>▶先進医療にかかわる技術料*2について保険金をお支払いします。</p> <p>ただし、保険期間を通じて、総合先進医療基本保険金額を限度とします。</p> <p>*1「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの）に限ります。）をいいます。（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養*3を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象となっている療養*3は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。</p> <p>*2 2次の費用等、先進医療にかかわる技術料以外の費用は含まれません。</p> <p>i. 公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用（自己負担分を含む）</p> <p>ii. 先進医療以外の評価療養のための費用</p> <p>iii. 選定療養のための費用</p> <p>iv. 食事療養のための費用</p> <p>v. 生活療養のための費用</p> <p>*3 3次のいずれかに該当するものをいいます。</p> <p>i. 診察</p> <p>ii. 薬剤または治療材料の支給</p> <p>iii. 処置、手術その他の治療</p>	
	<p><b>総合先進医療一時金</b></p> <p>病気やケガによって保険期間中に総合先進医療基本保険金が支払われる先進医療を受けられた場合</p> <p>▶10万円をお支払いします。</p> <p>ただし、総合先進医療一時金のお支払いは、保険期間を通じて、1回に限りです。</p>	

【「総合先進医療特約」における粒子線治療\*1費用のお支払いについて】

「総合先進医療特約」のお支払いの対象となる粒子線治療\*1について、一定の条件\*2を満たす場合に、東京海上日動から治療を実施した医療機関へ粒子線治療\*1にかかる技術料相当額を照射日以降に直接お支払いできる場合があります。事前のお手続きが必要になるため、遅くとも治療開始の3週間前までに「お問い合わせ先」までご連絡ください。（医療機関ではなく、お客様にお支払いすることもできます。）。

- \*1 「粒子線治療」とは、重粒子線治療、陽子線治療をいいます。
- \*2 「一定の条件」とは、以下の条件等をいいます。詳細は《お問い合わせ先》までご連絡ください。
  - ・責任開始日から1年以上継続してご加入いただいていること。
  - ・粒子線治療\*1開始前に保険金のお支払い対象であることが確認できること。

※変更・中止となる場合があります。





「たいせつなこと」  
伝えます!

## 重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕 団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

- ※ご家族を保険の対象とする方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
- ※ご不明な点や疑問点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

〔マークのご説明〕



保険商品の内容を  
ご理解いただくための事項



ご加入に際してお客様にとって不利益になる  
事項等、特にご注意いただきたい事項



### 1 商品の仕組み

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただくことがあります。

### 2 基本となる補償および主な特約の概要等



基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

### 3 補償の重複に関するご注意



以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約\*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください\*2。

- 個人賠償責任補償特約
- 弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)
- 葬祭費用補償特約(医療用)

\*1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。

\*2 1 契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなる場合がありますので、ご注意ください。

### 4 保険金額等の設定



この保険での保険金額はあらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。

保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html)等をご確認ください。

医療補償、がん補償、介護補償においては、保険期間の途中でご加入者からの申し出による保険金額の増額等はできません。

### 5 保険期間および補償の開始・終了時期



ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

### 6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

#### (1) 保険料の決定の仕組み



保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

#### (2) 保険料の払込方法



払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

#### (3) 保険料の一括払込みが必要な場合について



(※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。)

ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

- ①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
- ②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合
- ③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合
- ④ご加入者の加入部分\*1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合 等

※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生していた場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。

ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分\*1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、ご加入者の加入部分\*1を解除することがありますのでご注意ください。

※医療補償、がん補償、介護補償が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たなご加入について、保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただくことがあります。その他ご注意ください内容につきましては、「II-1 告知義務」をご確認ください。

\*1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます(例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。)

### 7 満期返れい金・契約者配当金



この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

## II

## ご加入時におけるご注意事項



### 1 告知義務

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。)

お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「III-1 通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください(項目名は補償によって異なることがあります。)。また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

項目名	★:告知事項		☆:告知事項かつ通知事項
	基本補償・特約	傷害補償	医療補償・がん補償
生年月日	—	—	★
性別	—	—	★
職業・職務*1	☆	—	—
健康状態告知*2	—	—	★

※すべての補償について「他の保険契約等\*3」を締結されている場合は、その内容についても告知事項(★)となります。

- \*1 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。
- \*2 新たにご加入する場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。
- \*3 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。

#### 【医療補償・がん補償・介護補償の「告知」(健康状態告知書)】

##### ①告知義務について

保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等が他の方と同じ条件でご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、過去の病気やケガ、現在の健康状態、身体障害の状態等について「健康状態告知書」で東京海上日動がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。

なお、介護補償にご加入される場合または介護補償を追加される場合で、団体構成員のご家族(団体構成員の配偶者\*4、子供、両親、及び団体構成員と同居の親族)を保険の対象となる方とするときには、介護補償の健康状態告知に関して、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。その場合は、健康状態告知を行った方がご署名ください。

\*4 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。婚姻とは異なります。)

a. 婚姻意思\*5を有すること

b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

\*5 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

##### ②過去に病気やケガをされたことが公平方等への引受対応について

東京海上日動では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態に応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガをされたことがある場合等にはお引受けできないことがあります。

##### ③告知が事実と相違する場合

告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日\*6から1年以内であれば、東京海上日動は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります\*7。

●責任開始日\*6から1年を経過していても、保険金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。

●ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません\*8(ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります。)

\*6 ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日をいいます。

\*7 更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。

\*8 更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

<前記以外で、保険金をお支払いできない場合>

前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にもご加入を取消し等させていただくことがあります。

(例)「現在の医療水準では治ゆが困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等

##### ④告知内容の確認について

ご加入後、または保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

### 2 クーリングオフ



ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

### 3 保険金受取人



#### 【傷害補償】

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)

同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険への加入についてご説明させていただきますようお願いいたします。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、《お問い合わせ先》までお申し出ください。

#### 【がん補償】

保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(原則として親族の中から、1名を選択してください。指定がない場合、

保険金は保険の対象となる方にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

### 4 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意



現在のご加入を解約、減額等することを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

- ・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
- ・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります。この場合、現在のご加入を解約すると補償のない期間が発生することがあります。

## Ⅲ ご加入後におけるご注意事項

### 1 通知義務等

【通知事項】

加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、「Ⅱ-1 告知義務[告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

【その他ご連絡いただきたい事項】

- すべての補償共通  
ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【ご加入後の変更】

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えいただけますようお願いいたします。

### 2 解約されるとき

ご加入を解約される場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

- ・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求＊1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
  - ・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間＊2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
  - ・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- ＊1 解約日以降に請求することがあります。
- ＊2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

### 3 保険の対象となる方からのお申出による解約

傷害補償・医療補償・がん補償・介護補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

### 4 満期を迎えるとき

【保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合】

- 保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。
- 東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

【更新後契約の保険料】

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

【補償対象外となる病気・症状を設定してお引受けしている場合】

医療補償において、更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されている場合であっても、更新にあたり新たに「健康状態告知書」のすべての質問事項について告知いただくことで、補償対象外となる病気・症状を設定しない加入内容に変更できる場合があります。

ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことがありますので、ご注意ください。

【更新後契約の補償内容を拡充する場合】

医療補償、がん補償、介護補償において、更新時に保険の対象となる方の追加や保険金額の高いタイプへの変更、口数の増加等、補償内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。

ご加入を解除する場合、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いできないことがあります。

【保険金請求忘れのご確認】

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

【更新加入依頼書等記載の内容】

更新加入依頼書等に記載しているご加入者(団体の構成員)の氏名(ふりがな)、社員コード、所属等について確認いただき、変更があれば訂正いただけますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【ご加入内容を変更されている場合】

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

※本契約の補償内容は、本パンフレットに記載のとおりです。

## Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

### 1 個人情報の取扱い

- 保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
  - ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
  - ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
  - ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービスの提供・案内のために、共同して利用すること
  - ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
  - ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
  - ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。)をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

※本契約の補償内容は、本パンフレットに記載のとおりです。

※本契約の補償内容は、本パンフレットに記載のとおりです。

※本契約の補償内容は、本パンフレットに記載のとおりです。

### 2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とすることでご加入について、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方の同意を得なかったときは、ご加入は無効になります。
- がん補償について、以下に該当する事由がある場合、ご加入は無効になります。
  - ①この保険が継続されてきた最初のご加入(初年度契約といいます。)の保険始期前に、保険の対象となる方がんと診断確定されていた場合
  - ②保険金受取人を保険の対象となる方以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかったとき(その保険の対象となる方を保険金受取人にする場合は除きます。)
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

※本契約の補償内容は、本パンフレットに記載のとおりです。

### 3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。

※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

※本契約の補償内容は、本パンフレットに記載のとおりです。

### 4 保険会社破綻時の取扱い等

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

補償内容	保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
傷害補償、賠償責任、費用に関する補償	1年以内	原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。
	1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。
医療補償、がん補償、介護補償		

### 5 その他ご加入に関するご注意事項

- 東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。

●加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただけますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、(共同保険引受保険会社について)をご確認ください。

※本契約の補償内容は、本パンフレットに記載のとおりです。

### 6 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、直ちに介護補償については遅滞なく(医療補償、がん補償等については30日以内に)パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
- 賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
  - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
  - ・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等(からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。)
  - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
  - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
  - ・附加給付の支給額が確認できる書類
  - ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
  - ・公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者＊1または3親等内のご親族(あわせて「ご家族」といいます。)のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。
  - ＊1 法律上の配偶者に限ります。
- 保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金のご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。
  - ・保険金をお支払いした場合、保険の対象となる方には原則その旨のご連絡はいたしません。が、保険金のお支払後に、保険の対象となる方(またはご加入者)からご加入内容についてご照会があったときは、保険金をお支払いした旨回答せざるを得ないことがあります。このため、保険の対象となる方(またはご加入者)に傷病名等を察知される可能性があります。
  - ・保険金のご請求があったことを保険の対象となる方(またはご加入者)が知る可能性がある具体的事例は以下のとおりです。
    1. 保険の対象となる方(またはご加入者)が東京海上日動にご加入内容をご照会された場合
    2. 特約の失効により、ご加入者が保険料の減額を知った場合
    3. ご加入者がご加入内容の変更手続きを行う場合

本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。

- 保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。
- 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。
- 賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
  1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
  2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
  3. 保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

※本契約の補償内容は、本パンフレットに記載のとおりです。

※本契約の補償内容は、本パンフレットに記載のとおりです。

東京海上日動安心110番(事故受付センター)のご連絡先は、後記をご参照ください。

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載の《お問い合わせ先》にて承ります。



一般財団法人 日本損害保険協会 そんぽ ADRセンター (指定紛争解決機関)

東京海上日動は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.jp/)



0570-022808 <通話料有料>

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。  
受付時間:平日 午前9時15分~午後5時  
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

<共同引受保険会社について>

傷害補償(天災危険補償特約・特定感染症危険補償特約)は、複数の引受保険会社による共同保険契約であり、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独個々に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、本パンフレットをご確認ください。また、あんしんメディカル(医療補償)・がん補償・介護補償は東京海上日動火災保険株式会社が単独でお引受けしております。

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「団体総合生活保険 普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、東京海上日動ホームページでご参照ください(ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります)。ご不明点等がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

東京海上日動のホームページのご案内  
www.tokiomarine-nichido.co.jp

東京海上日動安心110番  
(事故受付センター)



0120-720-110

事故のご連絡・ご相談は全国どこからでも  
「東京海上日動安心110番」へ

受付時間:24時間365日

ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がおお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でおお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書等でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。
  - 保険金をお支払いする主な場合  保険金額、免責金額(自己負担額)
  - 保険期間  保険料・保険料払込方法
  - 保険の対象となる方
2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

確認事項	傷害補償	医療補償	がん補償	介護補償	左記以外の補償
<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか?	—	○	○	○	—
<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「職業・職務」欄、「職種別」欄は正しくご記入いただいていますか? ※各区分(AまたはB)に該当する職業例は下記のとおりです。 ○ 職種別Aに該当する方:「事務従事者」、「販売従事者」等、下記の職種別Bに該当しない方 ○ 職種別Bに該当する方:「自動車運転者」、「建設作業員」、「農林業作業員」、「漁業作業員」、「採鉱・採石作業員」、「木・竹・草・つる製品製造作業員」(以上、6職種)	○	—	—	—	—
● 『健康状態告知が必要な場合のみ』ご確認ください。 <input type="checkbox"/> 保険の対象となる方によって「健康状態告知」欄に正しく告知いただいていますか? *1 介護補償については、保険の対象となる方からの依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただくことも可能です。	—	○	○	○	—
<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか?	○	○	○	○	○

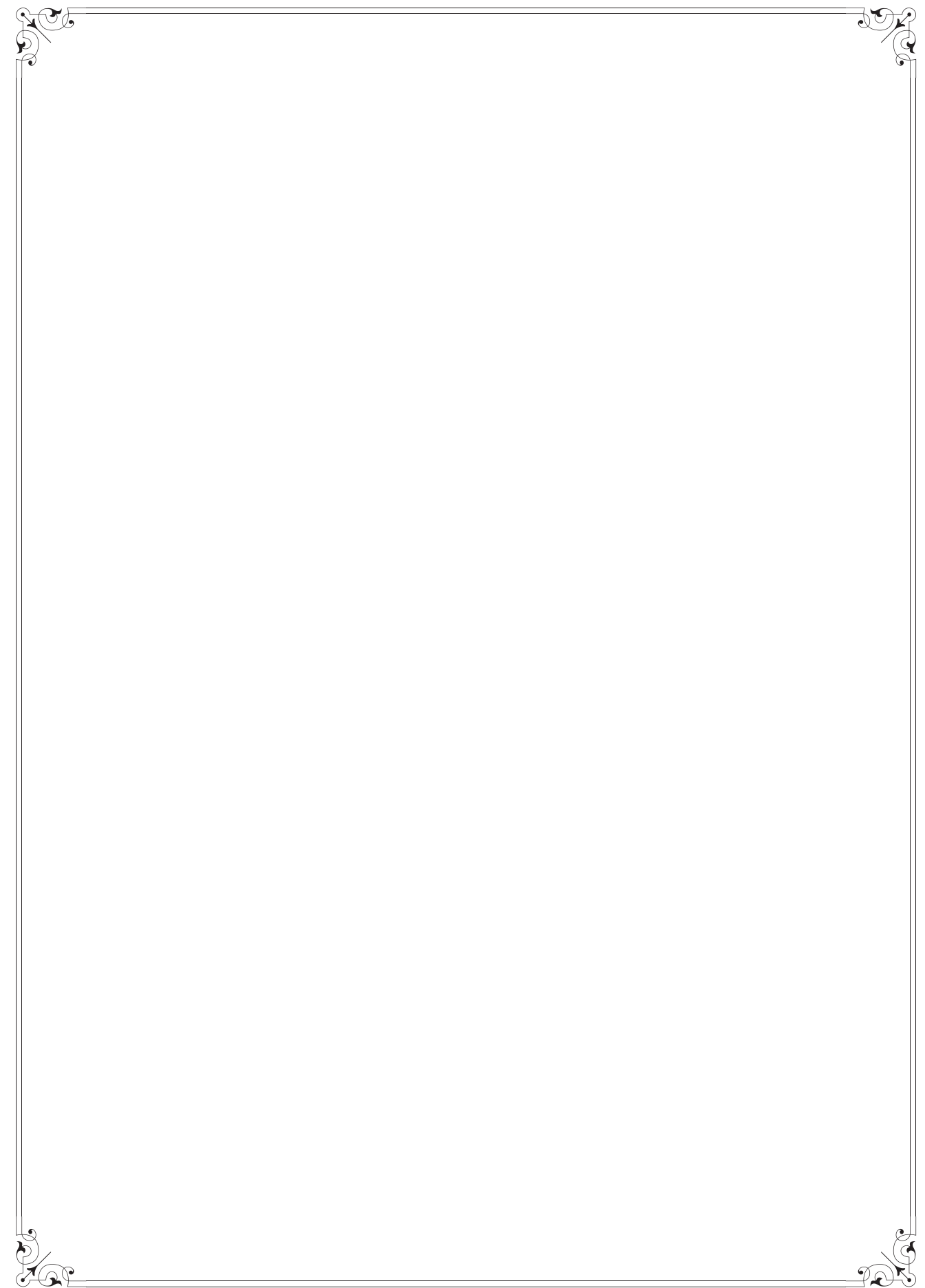
3. 重要事項説明書の内容についてご確認いただきましたか?

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意\*2」についてご確認ください。  
\*2 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

この保険は、一般財団法人 大阪市職員互助会を契約者とし、団体の構成員を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解除する権利等は原則として一般財団法人 大阪市職員互助会が有します。

<ご注意>  
現在ご加入の方につきましては、表紙記載の一斉募集期間終了までにご加入者の方からの特段のお申出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

MEMO



傷害補償

あんしんメディカル  
医療補償 1年更新

がん補償

介護補償

募集要項

補償の概要

ご記入前に必ず  
お読みいただきます  
ようお願いいたします。

# 傷害・あんしんメディカル(医療補償)・がん補償・介護補償一斉募集 加入依頼書

## ご記入にあたって

加入手続きのご案内兼加入依頼書(新規/更新/追加加入用)

\*加入依頼書は単票となっております。加入者票が到着するまでの間、加入依頼書をコピーいただき、パンフレット等に加入内容を記録し保管いただきますようお願いいたします。

- 赤枠内全てご記入ください。ご署名は必ずフルネームで自署をお願いします。訂正する場合は二重線で抹消し、現在の内容をご記入ください。
- 枚目が記入されています。ご提出される場合は、必ずすべての用紙のご提出をお願いします。
- 他の保険契約等(全部または一部に対して支払責任が同じである保険契約または共済契約をいいます)がある場合には、「あり」に○印を付けて下欄に詳細のご記入をお願いします。
- 職業・職務コード欄が現在の職業・職務と相違ないか必ず確認をお願いします。相違している場合は、本ページ下欄に記載の「コード一覧表2 職業・職務コード表」を確認のうえ、訂正・追記をお願いします。

現在の職務内容に応じた正しい区分か確認をお願いします。相違している場合は、本ページ下欄に記載の「コード一覧表 3 職種別区分」を確認のうえ、訂正・追記をお願いします。

現在の加入口数のまま継続される場合の年額保険料を表示しています。詳しくはパンフレットP2、P3をご確認ください。  
※現在の加入内容を変更された場合の保険料は表示の年額保険料と異なりますのでご注意ください。

新規加入する場合や口数を変更される場合は、変更後(新規加入含む)の口数の記入をお願いします。

追加する場合には○印を付けてください。

追加する場合には○印を付けてください。

現在の加入内容のまま更新される場合の年額保険料を表示しています。  
※1 現在の加入内容を変更された場合の保険料は表示の年額保険料と異なりますのでご注意ください。  
※2 表示の年額保険料は、2023年1月1日時点の満年齢での年額保険料になります。よって、前年と年額保険料が変更となっている場合がありますのでパンフレットP6、P7をご確認ください。

ア～エの記載がある場合、下記の疾病が補償の対象外となります。  
(再度、健康状態の告知をいただくことで補償の対象とすることも可能となります。くわしくは、加入依頼書裏面の「健康状態の告知について(3)」をご確認ください)  
**補償の対象外となる病気・症状\*1**

ア	脳卒中(脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、脳血栓、脳塞栓)、狭心症、心筋梗塞、不整脈*2、心室細動、心不全、心筋炎、心肥大、弁膜症、動脈瘤、動脈の閉塞・狭窄
イ	白内障、緑内障(告知いただいた内容が片眼だけの場合でも、両眼が補償対象外となります。)
ウ	脊椎分離症、脊椎すべり症、椎間板ヘルニア、むちうち症
エ	前立腺肥大、前立腺炎、前立腺がん、子宮筋腫

\*1 主治医が上記病気・症状と医学的に同一であると診断した病気・症状に関しては、補償の対象外となりますのでご注意ください。  
\*2 心房細動は補償の対象となります。

新規加入する場合や現在の加入内容から変更される場合は、変更後(新規加入含む)の加入内容に○印をお願いします。

現在の補償内容のまま継続される場合の年額保険料を表示しています。  
※表示の年額保険料は、2023年1月1日時点の満年齢での年額保険料になります。よって、前年と年額保険料が変更となっている場合がありますのでパンフレットP9をご確認ください。

新規加入する場合や口数を変更される場合は、変更後(新規加入含む)の口数に○印をお願いします。

追加する場合には○印を付けてください。

現在の加入内容の変更にあたり、健康状態の告知が必要かどうかを加入依頼書裏面の「健康状態の告知について(1)」でご確認をお願いします。  
なお、内容を訂正される場合は、二重線で訂正の上、訂正印もしくは訂正署名をお願いします。  
**注意: 新型コロナウイルス感染症と診断され、医師の指示に基づき自宅療養もしくはホテル等の臨時施設で療養となった場合も入院に該当します。**

加入者住所と異なる場合はご記入をお願いします。

加入を継続しない場合は、「継続しない」もしくは「削除する」に○印を付けてください。

新たに家族を追加する場合は、追加で必要事項のご記入をお願いします。  
●あんしんメディカル(医療補償)やがん補償に新たに家族を追加する場合は、加入内容のご記入に合わせて、必ず健康状態の告知が必要となります。加入依頼書裏面の「健康状態告知書」に基づき、告知のご回答をお願いします。

2023年1月1日始期時点で満15歳未満のご家族が加入される場合は、本人がご記入・ご署名することができません。親権者・後見人等(注)の代表者1名が全員の合意をいただいたうえで、被保険者にかわって親権者・後見人等のお名前(健康状態告知のご回答欄)にご記入、ご署名をお願いします。  
(注)後見人等とは、後見人・保佐人・補助人をいいます。

新規/更新/追加加入用 (2022年度) 大阪市職員互助会 退職後 傷害補償 がん補償 あんしんメディカル 介護補償 一斉募集 加入依頼書

加入依頼書は保険契約申込書の一部を成します。 赤枠内全てご記入ください

1/2 枚目

ご記入日: 2022年 10月 1日 氏名: 互助 太郎

加入者情報: 加入者番号: 12345678 住所: 大阪府大阪市中央区安土町3-1-1

基本補償: 傷害補償 (加入口数6口限度) 現在の加入内容: 3 年額保険料: 19,380円

あんしんメディカル: 現在の加入内容: 10 年額保険料: 59,320円

がん補償: 現在の加入内容: 13 年額保険料: 25,530円

介護補償: 現在の加入内容: 15 年額保険料: なし

告知欄: 健康状態告知のご回答欄

表1 続柄コード表 表2 職業・職務コード表 表3 職種別区分

表1 続柄コード表

01	本人	04	子
02	配偶者	08	その他の同居親族
03	父母		

表2 職業・職務コード表

010	事務職(技術職含む)	060	建設作業員
020	営業職	070	家事従事者
030	自動車運転者	080	学生(小学生・中学生・高校生・大学生)
040	運輸従事者	090	無職者(幼児・幼児を含む)
050	金属製造加工作業員	990	その他(看護士、保育士、医師、歯科医師、薬剤師、検査技師、看護師、介護士、労働者、公務員、自営業、フリーランス)

表3 職種別区分

職種別区分 A	職種別区分 B
建設作業員	建設作業員
自動車運転者	自動車運転者
農林業	農林業
漁業	漁業
採掘・採石	採掘・採石
木竹・草・つる製品製造作業員	木竹・草・つる製品製造作業員
製材工	製材工
合板工	合板工
木工	木工
木彫工	木彫工
船大工	船大工



## 連絡先について

### 保険金請求 (事故報告)

ケガ・病気の連絡は、  
東京海上日動安心110番(24時間365日受付)へご連絡ください。



# 0120-720-110

受付後、保険会社から請求手続き書類をご自宅に送付します。

《お願い》  「たいせつなこと」伝えます!

本制度は加入者の相互扶助により成り立っております。本制度を安定的に運営・維持していくためには、保険金支払件数や支払実績により、引受制限や、加入手続きを見合わせていただくことがあります。

## ■お問い合わせは■

### 団体総合生活保険 共通

傷害補償・あんしんメディカル(医療補償)(1年更新型)・がん補償(オプション)・介護補償(オプション)

#### ■取扱代理店 一般財団法人 大阪市職員互助会

 **0120-491-054 FAX 06-4705-2428**

<https://www.cityosaka-gojo.or.jp>

〒541-0052 大阪市中央区安土町3-1-3ヴィアール大阪4階(平日9:00~17:30 ※土・日・祝・12/29~翌1/3を除く)

#### ■引受幹事保険会社 東京海上日動火災保険株式会社 TEL 06-6203-0518

(ご意見・ご相談は) 関西公務金融部 大阪公務課 〒541-0043 大阪市中央区高麗橋3-5-12 淀屋橋東京海上日動ビルディング10階  
(平日9:00~17:00 ※土・日・祝日はお休みさせていただきます。)

#### 団体総合生活保険(傷害補償)

#### ■引受非幹事保険会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 三井住友海上火災保険株式会社  
損害保険ジャパン株式会社

※医療補償、がん補償、介護補償については、東京海上日動の単独のお引き受けとなります。

#### その他の お知らせ



※現在のご契約について保険金のご請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、すぐに本パンフレット記載の取扱代理店までご請求方法につきご確認のご連絡をお願いします。なお、本パンフレットは2023年1月1日午後4時以降の補償内容です。それ以前の補償内容とは異なりますので、ご注意ください。

※なお、このパンフレットには、ご契約上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間終了時まで保管してご利用ください。

※加入依頼書は単票となっております。加入者票が到着するまでの間、加入依頼書をコピーいただくか、パンフレット等に加入内容を記録し、保管いただきますようお願いいたします。